

 JWRC 水道ホットニュース	<p>(公財)水道技術研究センター 〒112-0004 東京都文京区後楽2-3-28 K. I. S 飯田橋ビル 7F TEL 03-5805-0264, FAX 03-5805-0265 E-mail jwrshot@jwrc-net.or.jp URL http://www.jwrc-net.or.jp</p>
---	--

改正 EU 飲料水指令の概要 (2021年1月12日発効) (その1)

(はじめに)

EU 飲料水指令の改正の動向については、これまで、水道ホットニュースで取り上げてきており、令和3年1月8日付けの水道ホットニュース第735-3号「改正 EU 飲料水指令が正式に採択 (2021年1月12日に発効予定)」では、改正 EU 飲料水指令の要点を紹介しましたが、以下に、改正 EU 飲料水指令の概要を紹介することとします。

なお、以下は概要 (仮訳) であり、詳細は原文を参照願います。

(出典)

DIRECTIVE (EU) 2020/2184 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL
of 16 December 2020 on the quality of water intended for human consumption (recast)
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32020L2184&from=EN>

(参考) EU 飲料水指令について

改正前の EU 飲料水指令の正式名称は「人の消費を目的とした水の質に関する 1998 年 11 月 3 日付け理事会指令 98/83/EC (Council Directive 98/83/EC of 3 November 1998 on the quality of water intended for human consumption)」であり、今回の改正後の EU 飲料水指令の正式名称は「人の消費を目的とした水の質に関する 2020 年 12 月 16 日付け欧州議会及び理事会指令 (EU) 2020/2184 (全面改正)」である。

(注) 「shall」及び「should」について

和訳 (仮訳) に当たっては、原則として、「shall : しなければならない」、「should : すべきである」としてしています。

人の消費を目的とした水の質に関する

2020年12月16日付け欧州議会及び理事会指令

2020/2184（全面改正）

1. 前文（抜粋）

（訳注） 以下は、指令の前文から抜粋して仮訳したものであり、詳細については原文を参照されたい。

- (1) 「飲料水指令 98/83/EC」はこれまで数回大幅に改正されているが、更なる改正に当たっては、その内容がより明確になるように、飲料水指令を一新すべきである。
- (2) 加盟国は、人が消費することを目的とした水に微生物や寄生虫がなく、人の健康に潜在的な危険をもたらす物質がないことを保証するために必要な措置を講じるべきである。
- (3) ナチュラルミネラルウォーター及び医薬品である水については指令の適用除外とするが、湧水は指令に準拠すべきである。

- (4) Right2Water イニシアチブは、人口の一部、特に社会的に取り残されたグループが、人の消費を目的とした水にアクセスできていないという事実を問題として明らかにした。一方で、そのようなアクセスを提供することが、持続可能な開発目標（SDGs）の目標 6 では定められている。

本イニシアチブによって明らかとなったもうひとつの問題は、漏水（設備の維持管理及び更新への投資不足によって引き起こされる）に対する一般的な認識の欠如である。この問題は、2017年7月5日の欧州会計監査院の特別報告書第12/2017号でも指摘されている。

- (5) 腸内病原菌とレジオネラを抑制すべきであり、また、6つの化学的パラメータ又はパラメータグループを追加すべきである。
- (6) 鉛に関しては、WHOは現在のパラメータ値を維持することを推奨したが、同時に、鉛の濃度は合理的に実行可能な限り低くすべきであるとも述べた。したがって、この指令の発効日から15年間は、現在の値 $10 \mu\text{g/l}$ を維持することが可能なはずである（訳注：15年間＝2021年1月12日～2036年1月12日までの15年間）。一方で、遅くともこの移行期間が終わるまでには、鉛のパラメータ値を $5 \mu\text{g/l}$ に下げるべきである。
- (7) 内分泌かく乱物質、医薬品、マイクロプラスチックなどの新たな化合物が人の消費を目的とした水の使用を通じて人の健康に及ぼす影響についての国民の関心の高まりに対処するため、また、サプライチェーンにおける新たな化合物に対処するため、監視リストメカニズム（watch list mechanism）をこの指令に導入すべきである。

- (8)～(12)（略、パラメータ関連）

- (13)（略、ミネラル関連）

- (14) ～(15) (略、リスクに基づく手法関連)
- (16) 1日当たり平均 10～100m³の水を供給、または 50～500 人に給水している水道事業者の潜在的な業務上の負担を軽減するため、この指令に則って定期的な監視が実施されていることを条件として、加盟国はそれらの水道事業者が水道システムのリスク評価を実施することを免除できるようにすべきである。(以下略、海上船舶関連)
- (17) (略、リスク評価及びリスク管理関連)
- (18) (略、取水・集水域関連)
- (19) (略、給水システム関連)
- (20) ～(26) (略、水と接触する製品及び物質関連)
- (27) (略、浄水処理用薬品)
- (28) (略、給水システムにおける鉛関連)
- (29) (略、モニタリング頻度関連)
- (30) リスクに基づく手法は、小規模水道事業者を含む全ての水道事業者によって使用されるべきである。リスクに基づく手法を使用するときは、セキュリティ上の懸念を考慮すべきである。
- (31) (略、違反と是正措置関連)
- (32) (略、特例措置関連)
- (33) 欧州委員会は、欧州市民イニシアチブ「水と衛生は人権です！水は公共財であり、商品ではありません！」に関して発出した 2014 年 3 月 19 日付の声明において、WHO の勧告に従って、全ての EU 市民が最小限の水を利用できるようにするよう、加盟国に呼びかけた。同委員会はまた、今後とも継続的に「環境政策を通じて、全ての人に対して安全な飲料水へのアクセスを改善する」ことを約束した。これは、SDG 6 及びその関連目標の定める「全ての人に対して、安全で手頃な飲料水へのアクセスを普遍的かつ公平な形で実現する」との内容に沿ったものである。水へのアクセスを改善するために必要な行動の例としては、技術的に可能な範囲で、屋外及び屋内の公共スペースに蛇口の付いた機器を設置することのほか、蛇口からの水の利用を促すために、行政及び公共の建物における水道水の無料提供や、レストラン、食堂、ケータリングサービスの利用者に対する無料又は低額での水道水の提供を奨励することなどが挙げられる。
- (34) ～(35) (略、水に対する権利関連)
- (36) 水の使用についての消費者の意識を高めるため、水の年間使用量や使用量の変化、平均的な家庭との使用量の比較結果などを、消費者が請求書やスマートアプリケーションを通じて、簡単にアクセスできる形で受け取れるようにすべきである。こうした情報に加えて、水道水 10 当たりの価格を通知できれば、ボトル入り飲料水との価格の比較も可能になる。
- (37) 「飲料水指令 98/83/EC」は、環境に関する情報への受動的なアクセスのみを規定していた。そ

のため、EU加盟国は、環境に関する情報を利用可能な状態にするだけでよかった。本改正では、こうした従来の規定を変更し、消費者がオンラインで最新の環境情報にユーザーフレンドリーかつカスタマイズされた形でアクセスできるようにすべきである。消費者はまた、正当な要求によって、他の手段でこの情報へとアクセスできるべきである。

(38) (略、指令のもとで提供される最新の情報関連)

(39) 1日当たり1万m³以上の水を供給又は5万人以上に給水する水道事業者に関しては、とりわけ、業務効率、漏水率、水道システムの所有者情報及び料金体系に関する情報も、消費者にオンラインで提供すべきである。

(40) 関連情報についての消費者の知識の向上及び透明性の向上は、水道水及び水道サービスに対するEU市民の信頼を高めることを目的としている。EU市民からの信頼が高まれば、飲料水としての水道水の使用増加につながるはずである。そうすれば、プラスチックの使用量や、ごみ及び温室効果ガスの排出量も削減され、気候変動の緩和とともに、環境全体にプラスの影響を与えることができる。

(41) モニタリング技術の向上に伴い、漏水率のより正確な把握が可能となった。希少な水資源の使い過ぎ防止を含め、水インフラの稼働効率を改善するためには、全ての加盟国が漏水量を評価し、一定のしきい値を超えている場合には漏水量を低減すべきである。

(42) (略、情報へのアクセス関連)

(43) (略、小規模水道事業者に対する報告義務関連)

(44) (略、加盟国から報告されたデータ関連)

(45) (略、当該指令の評価関連)

(46) (略、当該指令と原則関連)

(47) (略、当該指令と司法関連)

(48)～(49) (略、当該指令と欧州委員会関連)

(50) (略、罰則関連)

(51) (略、リスク評価関連)

(52) (略、放射性物質関連)

(53) (略、補完性の原則関連)

(54) (略、当該指令と国内法関連)

(55) (当該指令と国内法制化関連)

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までEメールにてご連絡をお願いいたします。

〒112-0004 東京都文京区後楽2-3-28 K. I. S飯田橋ビル7F (公財) 水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-5805-0264 FAX 03-5805-0265

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

バックナンバー一覧 <http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-r2.html>

水道ホットニュースの引用・転載について

水道ホットニュースの引用・転載等を希望される方は、上記ホットニュース担当までご連絡をお願いいたします。

なお、個別の企業・商品・技術等の広告にはご利用いただけません。